

経済危機対策

平成 21 年 4 月 10 日

「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

目 次

第1章 経済危機克服の道筋 ······	1
1. 「2つの危機」に直面する日本経済	
2. 危機克服の基本方針	
3. 対策の規模と効果	
第2章 具体的施策 ······	6
I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避	
1. 雇用対策 ······	6
2. 金融対策 ······	7
3. 事業の前倒し執行 ······	8
II. 成長戦略—未来への投資	
1. 低炭素革命 ······	8
2. 健康長寿・子育て ······	10
3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 ······	12
III. 「安心と活力」の実現—政策総動員	
1. 地域活性化等 ······	15
2. 安全・安心確保等 ······	16
3. 地方公共団体への配慮 ······	17
IV. 税制改正 ······	18
(別紙1) 「経済危機対策」の規模 ······	20
(別紙2) 「経済危機対策」の具体的施策 ······	21

「経済危機対策」

第1章 経済危機克服の道筋

1. 「2つの危機」に直面する日本経済

①「短期的な危機」（「底割れ」のリスク）

深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、わが国経済もまた、輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境も厳しいものとなっている。

輸出急減とグローバル企業の在庫調整が重なることで、国内生産水準が「つるべ落とし」のように低下し、雇用情勢や、国民全体の消費マインドにも深刻な影響が及んでいる。この事態を受けて国際機関も09年のわが国の成長率が主要先進国の1.5倍以上のマイナス幅になると見込んでいる。

こうした中で、実体経済の悪化が金融の一層の不安定化を招き、それが、さらなる実体経済の悪化を招くといった事態、すなわち、経済の「底割れ」のリスクが急速に高まりつつある。

また、経済の収縮による悪影響が、一部の中小企業、地域経済や非正規労働者等の「社会的弱者」にしづ寄せされる形で現れ、社会全体の不安心理の高まりが、「底割れ」のリスクをさらに助長する懸念も生じている。

②「構造的な危機」（世界経済の「大調整」への対応）

わが国経済が直面するのは、経済の「底割れ」という「短期的な危機」だけではない。

世界経済の「大調整」が避けられない中で、わが国経済は、「構造的な危機」にも直面している。

過去10余年間にわたり、世界経済は、貿易黒字国と赤字国間のグ

ローバルな不均衡の拡大と赤字国における過剰信用・過剰消費の中で高成長を続けてきた。今回の金融・経済危機は、これまで続いてきたこうした構造を崩壊させ、新たな均衡を模索する世界経済の「大調整」を不可避のものとしつつある。また、危機から回復した後の世界経済を展望すれば、低炭素や健康長寿といった共通の課題への対応が更に重要性を増しているものと考えられる。

バブル崩壊後の日本経済は、世界全体の高成長を前提に、輸出主導の「単発エンジン型」の景気回復をしてきた。しかしながら、その前提となる構造が崩れ、世界経済の「大調整」が進まざるを得ない中で、ひとりわが国が、旧来型品目の輸出に依存した成長軌道への復帰を期待するのは最早、現実的ではない。

また、金融資本市場では、外国人投資家の比重が高いことから、その動向がこれまで株式市場や不動産市場に大きな影響を及ぼしてきた。持続的な成長を支える基盤となるために、金融構造の大胆な変革が迫られている。

今回の世界の金融・経済危機は、日本経済が潜在的に抱えてきた構造的な脆弱性を、現実の「構造的な危機」としてわが国に突きつけるものであると捉えなければならない。

2. 危機克服の基本方針

この「2つの危機」を克服するため、以下の3つを基本方針として、政策展開を行う。

【基本方針1：国民一体となった対応】

今回の危機は、その深刻さと大きさにおいて石油危機を上回る可能性が高く、その克服に当たっては、国民の総力を挙げた協力と挑戦が不可欠である。

このため、国民各層の協力と挑戦を最重視し、

- i) 危機の実情を迅速かつ率直に国民に伝えるとともに、真摯に各界の提案をうかがう。
- ii) 危機克服の方針と向かう方向を明示し、国民各界各層の総力を挙げた対応を機会ある毎に呼びかける。
- iii) 緊密な国際協調の下で、政策手段を総動員し、国民各層の不安と痛みの軽減、挑戦の後押しに全力を尽くす。

【基本方針2:経済局面に応じた対応】

世界経済全体についての今後の見通し(注)を前提にすると、当面の日本経済の先行きとして以下の3つの経済局面が想定される。08年度補正予算や09年度当初予算の速やかな執行や景気回復に向けた国際政策協調に加え、それぞれの局面に対応した施策を着実に実行することにより、10年度までに経済状況を好転させると同時に、わが国の経済・産業構造を変革していく。その際、財政の持続可能性を確保することに留意する。

(注)IMF、OECDなど

i) 底割れ回避を最優先する局面(09年度後半ごろまで)(※)

「底割れ」を防ぎ、金融危機と実体経済悪化のスパイラル的増幅を断ち切るための緊急措置を大胆に展開する。極めて切迫した事態においては、平時の経済原則・政策原則からの乖離をも辞さない覚悟で事に臨む。最重点分野は、雇用、金融、社会的弱者対策などである。

ii) 底入れ・反転を確実にする局面

(09年度後半から10年度後半ごろまで)(※)

成長力を高めるインフラ投資や、国民の安心を確保しつつ民需を誘発する効果の高い施策、輸出依存に偏った経済・産業構造の転換促進のための施策を最優先する。

iii) 新たな成長軌道に乗っていく局面 (10年度後半ごろ以降)(※)

世界経済の「新たな均衡」を先取りし、低炭素、健康長寿など世界が直面する共通課題への「解決力」を原動力として、内需と輸出の双発エンジンによってバランス良く成長する経済（「新たな双発エンジン型経済」）を実現する。そのためには、リスクを伴う種々の「挑戦」に対して、資金・人材・技術を内外から集めることを促進する施策が重要である。

(※) これらの想定される期間は、目安であり、様々な経済条件等により大きく変動しうる。

【基本方針3：多年度を視野に入れた包括的な対応】

わが国経済の「底割れ」のリスクと世界経済の「大調整」への対応という、今回の危機の「二面性」や、政策実現・効果発揮までの「タイムラグ」に鑑み、08年度を含む3年以内の景気回復という政府方針の実現に向けた施策にとどまらず、以上3つの局面それぞれに対応した施策のすべてをまとめた包括的な本「危機対策」を早期に実行する。

その際、以下の点に配意する。

- i) 多年度を視野に入れた対策とし、民間投資や人的投資、研究開発投資などが計画的に促進されるようにする。
- ii) 世界の不測の事態にも柔軟に対応できるように、特に、緊急対策については、ある程度の自由度をもたせる。
- iii) わが国の強みを発揮すれば明るい未来が開けることを国民各層と共有すべく、「危機対策」と並行して、今月中に新たな「成長戦略」を取りまとめる。

対策に盛り込まれる各施策は、

- 重点化されたもの(Targeted)～複数のメリット・効果の最大化～
- 時宜を得たもの(Timely)～迅速執行・早期の効果発現～
- 時限的なもの(Temporary)～一時的な措置～

という観点から、経済の下支えに必要なものや将来の成長力を高めるものなどを厳選(賢明な支出(Wise Spending))し、優先順位を明ら

かにして果斷な実施を図る。これにより、民需の自律的回復を促進するとともに、財政の持続可能性との整合性を確保する。

財政の持続可能性を確保する観点から、累次の経済対策として実施される措置を踏まえ、「中期プログラム」(平成20年12月24日)について、必要な改訂を早急に行うこととする。

3. 対策の規模と効果

本対策の規模については、内需下支えによる「底割れ」の防止、財政出動に関する国際協調の実践、予想される失業率悪化への対処、民需主導経済への円滑な移行などを考慮し、多年度による対応も視野に入れ、補正予算により、国費15.4兆円程度(事業費56.8兆円程度)の対応を行う。

施策の実行にあたっては、財政出動による乗数効果が十分発揮されることが重要である。

本対策の総合的な経済効果としては、平成21年度実質GDP成長率の2%程度の押上げ、また、需要拡大による40~50万人程度(1年間)の雇用創出が期待される。^{1 2}

なお、世界の金融システム安定化及び海外経済の動向にはきわめて高い不確実性があることに留意する必要がある。

¹雇用維持等の雇用対策では、平成23年度までの3年間において、約390万人分の対策の効果を見込んでいる。

²「新たな成長戦略」では、当面3年間(累計)で、140~200万人の雇用創出を見込んでいる。

第2章 具体的施策

※施策の具体的な内容は別紙2で記述

I. 緊急的な対策ー「底割れ」の回避

非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策などを講じ、経済の「底割れ」を防ぐ。

1. 雇用対策

◇非正規労働者等に対する新たなセーフティネット(就労訓練型生活支援)の構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う。

<具体的な施策>

(1)雇用調整助成金の拡充等

(2)再就職支援・能力開発対策

○「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

○職業能力開発支援の拡充・強化

○障害者の雇用対策

○ハローワーク機能の抜本的強化等

(3)雇用創出対策

(4)派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

○内定取消し対策等

○外国人労働者への支援

(5)住宅・生活支援等

2. 金融対策

◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すとともに、企業の資金繰り円滑化等、金融面での万全の措置を講じる。

<具体的施策>

- 円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査、金融機能強化法の活用促進等)
- 中小企業の資金繰り支援(信用保証協会による緊急保証枠の10兆円の追加、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付枠の3兆円追加、商工中金の貸付枠(危機対応)の2、4兆円追加等)
- 中堅・大企業の資金繰り支援等(日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠(危機対応)の8兆円追加及び財務基盤強化(法律改正を与党において検討)、危機対応への日本政策金融公庫の損害担保枠拡充、産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化への損害担保制度創設・拡充、中堅企業への債務保証拡充、産業革新機構出資枠拡充等)
- 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援(国際協力銀行(JBIC)による支援の一層の推進、日本貿易保険(NEXI)による支援拡充)
- 銀行等保有株式取得機構の活用(金融機関等からの買取対象の拡大(法律改正を与党において検討))
- 株式市場への対応(市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買い取る仕組みを整備(法律改正を与党において検討)、借入に係る政府保証枠を50兆円とする等所要の予算を措置)
- 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化
- 住宅・土地金融の円滑化(住宅ローンの円滑な借り入れ支援、大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援等)
- アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策(JBICによる貿易金融円滑化・環境投資支援、JICAによる緊急財政支援等)
- 金融政策について(適切かつ機動的な金融政策運営への期待等)

3. 事業の前倒し執行

◇現下の経済・雇用情勢に対応し、雇用創出効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等について実質的に過去最高水準の前倒し執行を進める。

<具体的施策>

○公共事業等に係る平成 21 年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。

II. 成長戦略ー未来への投資

中長期的な成長を図るために、新たな経済成長戦略等を踏まえ、以下に示す3つのプロジェクト（「低炭素革命」、「健康長寿・子育て」、「底力発揮・21世紀型インフラ整備」）のうち、特に緊急に実施すべき施策を実行する。

1. 低炭素革命

◇太陽光、低燃費車、省エネ機器等世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進、交通機関及び交通・物流インフラの革新等により、世界に先駆けて「低炭素・循環型社会」を構築するとともに、都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略の強化等により「資源大国」を目指す。

(1) 太陽光発電

太陽光をはじめとする新エネ・省エネ技術の普及を急加速するため、「スクール・ニューディール」構想、太陽光発電の導入抜本加速（2020年頃に20倍程度に）を図る。

<具体的施策>

○「スクール・ニューディール」構想（学校耐震化の早期推進、太陽光パネル

- をはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施)
- 家庭等で発電した太陽光電力の電力会社による新たな買取制度導入〔既存施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3～5年間で半額程度の価格に低減〕
 - 公共建築物・住宅等への太陽光発電の導入促進等
 - 電気の安定供給を実現する世界最先端の系統制御システム等開発支援
 - 太陽光パネル等の海外への普及促進重点実施
 - 小水力の普及促進 等

(2) 低燃費車・省エネ製品等

低炭素及び我が国自動車産業の競争力強化のため、我が国の優れた技術力・環境力を活かしつつ、次世代自動車をはじめとする環境対応車の開発・普及を推進する〔2020 年に新車販売の 5 割がエコカー〕。また、省エネ機器の普及促進等を実施する。

＜具体的施策＞

- 環境対応車への買換えなど普及促進
- 公用車の環境対応車への買換え促進
- グリーン家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫)の普及加速(「エコポイント」の活用等)
- 建築物のゼロエミッション化加速(2030 年までに新築公共建築物での実現を目指した開発等)
- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速〔当面 3 年間で 300 万戸〕、長寿命化等の促進
- 燃料電池、ヒートポンプの普及促進、CNG スタンドの整備促進
- 「地域版グリーンニューディール基金」の創設 等

(3) 交通機関・インフラ革新

運輸部門を中心とした交通・都市・地域の更なる低炭素化を進めるため、低炭素交通機関の世界最速開発・最速普及や低炭素交通・物流インフラの整備等